

平成 29 年 12 月 15 日

株主各位

大阪市中央区南久宝寺町二丁目 1 番 5 号
イートアンド株式会社
代表取締役社長 仲田 浩康

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 29 年 11 月 21 日開催の当社取締役会において、平成 30 年 1 月 1 日をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 29 年 12 月 31 日（日曜日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には前々日の平成 29 年 12 月 29 日（金曜日））と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 30 年 1 月 1 日をもって当社定款第 6 条の発行可能株式総数を 7,200,000 株から 14,400,000 株に変更することを併せて決議いたしましたのでお知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、平成 30 年 2 月中旬にお届け住所にお送りする予定です。
2. 平成 30 年 1 月 1 日付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。